

会計年度任用職員である技能職員等の給与の基準に関する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

会計年度任用職員である技能職員等の給与の基準に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年岩手県条例第6号。以下「条例」という。）第29条の規定により、同条に規定する技能職員等（以下「技能職員等」という。）の給与の基準を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 技能職員等の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号ロに規定する行政職俸給表(二)の適用を受ける国家公務員、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第1条に規定する職員、同条例第43条の2に規定する技能職員等及び条例第1条に規定する会計年度任用職員の給与との均衡を考慮し、かつ、任命権者間における均衡に留意して定めるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。